

第 7 8 号議案

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

1 時間延長保育を 1 月を単位として利用している者が、当該 1 時間延長保育に引き続いて 1 時間までの延長保育を 1 日を単位として利用した場合の延長保育料の額を定める必要がある。

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する
条例

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例（平成10年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 1時間延長保育を1月を単位として利用している保育標準時間認定を受けた者が、当該1時間延長保育に引き続いて1時間までの延長保育を1日を単位として利用したときは、別表第3(5)の表に定める額

別表第3(4)の表の次に次の1表を加える。

- (5) 延長保育料徴収基準（1日単位の利用の額）

各月初日における世帯の階層区分		基準額（日額）
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0
B	現年度分の市町村民税非課税世帯	0
C	A階層及びB階層に属する世帯以外の世帯	800

別表第3備考2中「(1)から(3)まで」の次に「及び(5)」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。